

群馬県老人福祉施設協議会会則

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、群馬県老人福祉施設協議会（以下「本会」という。）と称し、事務所を前橋市新前橋町13番地の12社会福祉法人群馬県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）内に置く。

(目的)

第2条 本会は、群馬県内の老人福祉施設・事業所（以下「施設」という。）が連携を密にし、利用者のサービスと職員の資質の向上等を図り、もって高齢者福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 施設の運営及び経営に関する調査研究
- (2) 高齢者福祉の増進に関する普及啓発
- (3) 施設相互の連絡調整及び情報交換
- (4) 職員の資質向上のための研修
- (5) 関係機関及び団体との連携
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(構成)

第4条 本会の会員は、群馬県内の養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウス、老人デイサービスセンター等の施設とし、その各代表者（施設長・管理者）をもって構成する。

(種別)

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員
 - ①養護老人ホーム
 - ②特別養護老人ホーム
 - ③軽費老人ホーム・ケアハウス
 - ④老人デイサービスセンター（ただし、社会福祉法人もしくは地方公共団体が経営するものに限る。）
- (2) 準会員
 - ①社会福祉法人もしくは地方公共団体以外が経営する老人デイサービスセンター
 - ②理事会で認めた施設

(権限)

第6条 会員は、第3条の各事業に参画することができる。ただし、準会員は第18条の総会議決権及び第11条の役員資格を有しない。

(入会)

第7条 本会に入会しようとする者は、入会申込書（様式第1号又は第2号）を会長に提出しなければならない。

2 入会后、入会申込書の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届（様式第3号又は第4号）を会長に提出しなければならない。

(退会)

第8条 本会を退会しようとする者及び施設を廃止又は休止したときは、会長に退会届（様式第5号）を提出しなければならない。

(資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、会員の資格を喪失する。

- (1) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき
- (2) 本会の名誉を棄損し、又は本会の目的に反する行為があったとき

(会費)

第10条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

2 会費は、年会費とする。ただし、年度途中で入会又は退会した場合は、次のとおりとする。

入退会の時期	4～9月（上半期）	10～3月（下半期）
入会	年会費全額	年会費×1/2
退会	年会費×1/2	年会費全額

3 会費算定の基準日は、毎年4月1日とする。

第3章 役員及び顧問

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 17名
 - (2) 監事 2名
- 2 前項第1号理事の中から次の役職を選出する。
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名
 - (3) 会計 1名
 - (4) 理事 8名
 - (5) ブロック長 4名

(役員を選任等)

第12条 役員を選出は、任期満了前に行う。

- 2 役員は別に定める役員選考規程により正会員から選出する。
- 3 会長は、理事以外の正会員から監事2名を任命する。

(役員職務)

第13条 会長は、会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した副会長が、順次その職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を組織し、会の業務を執行する。

- 4 会計は、本会会計事務を管理する。
- 5 監事の職務は、第35条による。

(役員任期)

- 第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補充役員任期は、前任者の残任期間とする。

(資格喪失に伴う退任)

- 第15条 役員が会員の資格を失ったときは、退任する。

(顧問)

- 第16条 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、重要事項について会長の諮問に応じる。

第4章 総 会

(構成)

- 第17条 総会は、会員をもって構成する。

(種別)

- 第18条 本会の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(開催)

- 第19条 総会は、会長が招集する。
- 2 通常総会は、毎年2回(原則5月、3月)開催する。
 - 3 臨時総会は、随時必要なときに開催することができる。
 - 4 会長は、会員総数の3分の1以上の会員又は監事から会議に附すべき事項を示して総会の開催を請求されたときは、請求のあった日から30日以内に招集しなければならない。
 - 5 総会は、少なくとも期日の5日前までに日時及び場所並びに審議する事項を示して招集しなければならない。

(定足数)

- 第20条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。
ただし、委任状をもって出席とみなすことができる。

(議長)

- 第21条 総会の議長は、その都度出席した正会員の中から選出する。

(議決)

- 第22条 総会の議決は、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(議決事項)

- 第23条 総会は、次の事項を審議決定する。
- (1) 役員承認
 - (2) 事業計画及び予算

- (3) 事業報告及び決算
- (4) 会則の改正
- (5) その他会長が附議した事項

(議事録)

第24条 総会の議事については、議事の経過及びその結果を記載した議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した会員の中から選出された2名以上の会員が署名捺印又は記名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、理事をもって構成する。

2 第37条に定める委員会の代表者は、第29条に定める事項等に関する説明等のため、必要に応じて理事会に出席して意見を述べるものとする。

3 会長は、必要があると認めるときは、会員の出席を求めることができる。

(開催)

第26条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会は、随時必要なときに開催する。

3 会長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に附すべき事項を示して理事会の開催を請求されたときは、請求のあった日から14日以内に招集しなければならない。

4 理事会は、少なくとも期日の5日前までに日時及び場所並びに審議する事項を示して招集しなければならない。

5 会長は、簡易な事項又は急を要する事項については、書面により賛否を求め、理事会に代えることができる。この場合、次回理事会にその結果を報告しなければならない。

6 役員選考後の当該理事の初回理事会は、役員選考委員長が招集する。

(1) この理事会において会長の選出を行う。

(2) 会長が選出されるまで、議長は役員選考委員会委員長が務める。

(定足数)

第27条 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。ただし、委任状をもって出席とみなすことができる。

(議長)

第28条 理事会の議長は、会長又は副会長が当たる。

(議決事項)

第29条 理事会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会に附議する事項
- (2) 諸規程等の制定及び改廃に関する事項
- (3) 委員の推薦に関する事項
- (4) 予算確保対策等に関する事項
- (5) 表彰に関する事項
- (6) 入会及び会員資格の喪失に関する事項

- (7) その他本会の運営及び事業に関し、会長が必要と認める事項
- 2 第26条第6項により開催される理事会においては、会長の選出を理事互選で行う。

(議決及び議事録)

第30条 理事会の議決及び議事録については、第22条及び第24条を準用する。この場合、「総会」を「理事会」に、「正会員」「会員」を「理事」にそれぞれ読み替える。

第6章 正副会長会議

(構成)

第31条 正副会長会議は、会長及び副会長をもって構成する。

2 会長は、必要があると認めるときは、他の役員の出席を求めることができる。

(開催)

第32条 正副会長会議は、会長が招集する。

2 正副会長会議は、随時必要なときに開催する。

(議長)

第33条 正副会長会議の議長は、会長が当たる。

2 正副会長会議の審議の経過及び決定された事項は、次回理事会に報告しなければならない。

(附議すべき事項)

第34条 正副会長会議は、次の事項を附議する。

(1) 理事会に附議する事項

(2) その他本会の運営及び事業に関し、会長が必要と認める事項

第7章 監 事

(監査)

第35条 監事は、年度初めに会長が招集する監事会で前年度の本会業務及び会計の執行状況を監査する。ただし、必要があると認めるときは、随時監査することができる。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び総会に報告するものとする。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

第8章 ブロック・委員会・研究部会

(ブロック)

第36条 本会の円滑なる運営を期するため、別表地区区分により中毛・西毛・東毛・北毛にブロックを設置し、それぞれのブロックに属する会員により構成する。

2 ブロックに関する規程は別に定める。

(委員会)

第37条 本会の事業推進を図るため、次の委員会を設置する。

- (1) 総務委員会
 - (2) 研修委員会
 - (3) 広報委員会
 - (4) 養護老人ホーム委員会
 - (5) 特別養護老人ホーム委員会
 - (6) 軽費老人ホーム・ケアハウス委員会
 - (7) 老人デイサービス委員会
 - (8) 21世紀委員会
 - (9) その他理事会で必要と認めるもの
- 2 委員会に関する規程は別に定める。

(研究部会)

第38条 本会の事業充実を推進するため、次のとおり研究部会を設置する。

- (1) 生活相談員研究部会
 - (2) 介護研究部会
 - (3) 栄養調理研究部会
 - (4) 看護研究部会
 - (5) 事務研究部会
 - (6) 老人デイサービス研究部会
- 2 研究部会に関する規程は別に定める。

第9章 事務局

(職員)

第39条 事務所に事務局職員を若干名置き、理事会の承認を得て会長が任免する。

- 2 事務局職員とは、本会事務局に常時勤務する者で給与を受ける者（非正規雇用職員を除く。）をいう。
- 3 職員に関する規程は別に定めるものを除き県社協に準ずる。

(業務)

第40条 本会の業務の一部を県社協に委任することができる。

第10章 会計

(会計年度)

第41条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(財源)

第42条 本会の財源は、会費、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(積立金)

第43条 本会は、事業遂行にあたり、積立金を設けることができる。

- 2 積立金設置・取扱規程は別に定める。

(特別会計)

第44条 本会は、特別会計を設けることができる。

第11章 その他

(表彰)

第45条 表彰に関する規程は別に定める。

(旅費)

第46条 旅費に関する規程は別に定める。

(慶弔及び災害見舞)

第47条 慶弔・災害見舞規程は別に定める。

第12章 補 則

(施行細則)

第48条 この会則の施行について必要な細則は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成17年4月1日から施行する。
ただし、第3章第10条第2項については、平成16年4月1日から施行する。
- 2 群馬県老人福祉施設協議会会則（平成6年4月1日制定）は廃止する。
- 3 平成18年11月30日一部改正（平成18年4月1日施行）
- 4 平成19年3月22日一部改正（平成19年4月1日施行）
- 5 平成20年12月9日一部改正（平成20年12月9日施行）
- 6 平成23年3月30日一部改正（平成23年3月30日施行）
- 7 平成25年3月22日一部改正（平成25年4月1日施行）
- 8 平成29年3月14日一部改正（平成29年4月1日施行）
- 9 令和2年6月12日一部改正（令和2年6月12日施行）